

## 令和3年度 第9回 自動車整備分野特定技能協議会 議事概要

【日時】 令和3年7月20日（火）14：00～15：30

【場所】 Web開催

### 議題1. 自動車整備分野特定技能評価試験の実施状況について

※資料2「自動車整備分野特定技能評価試験の状況」

○ 特になし。

### 議題2. 登録支援機関からの支援状況及び懸念事項等

※株式会社フォーテックより現状報告

Q：特定技能1級の滞在期間上限での特定2号への移行等の状況についてお伺いしたい。

A：現在は特定技能1号で在留している方については、将来の選択肢の一つとして、学歴等の要件のない特定技能2号への移行の可能性を示すことで引き続き確保することも可能になり、外国人が特定技能制度に入ろうというインセンティブになり得ると考えている。（出入国管理庁より）

Q：在留中に整備士資格を取ることは困難であるが、効果的な教育のアイデアはあるか。

A：実務の中で日本語を使いながら経験を積めるよう、専門学校等と議論している。（フォーテック）

Q：自動車整備における特定技能2号と技人国との差をどのように考えたら良いのか。

A：他の分野における特定技能の枠と技人国とで技能の水準的な部分でどのような棲み分けをしているのかということはヒントになると思う。その点、こちらでも調べさせていただき、別途、共有させていただきたい。（出入国管理庁）

Q：自動運転等の技術発展の中でより技量が要求される整備業において、今後の展望や計画をうかがいたい

A：日本人の整備士を増やすことを主眼としている。外国人整備士に関しても、特定技能では今後5年間で7,000人まで入れる予定で取り組んでいるが、まだまだ人数的には届いていない状況で今後の一層の取り組みの必要性を感じている。技能実習から特定技能に移る方が大半となるため、どれだけ増えるかも含めてもう少し様子を見させていただき

たいと思っている。(国土交通省)

### 議題3. 特定技能所属機関からの現状報告及び懸念事項等

※広島日野自動車株式会社、株式会社オートバックス関東販売より現状報告

Q：特定技能1号でも家族帯同が認められると大変ありがたいが。

A：特定技能1号を広く捉えると、専門的・技術的分野と同じ在留資格のカテゴリーに入るため、特定技能2号や技人国に比べると本人支援がより必要となるため、家族の帯同も含めた支援は1号の段階では難しいという制度趣旨である。同様の意見を頂いているため、今後、制度の運用改善していく中で、一つのご意見として参考とさせていただきたい。  
(出入国管理庁)

Q：整備業界で人員不足で一番困っているのが大型車関連整備と認識しているが、外国人整備士の拡充及び担当整備分野等の計画があればご教示いただきたい。

A：重装備は日本人がメインとなるが、車検や足回りは外国人でも十分対応可能である。現在は技能実習・特別技能・技人国等で整備士の資格を持つ外国人技術者は80名ほどのため、この倍の体制にまでできれば日本人の過重労働も防げると考えている。(広島日野)

Q：今後、技能実習や特定技能から技人国へ移行してくことは考えられるか。

A：3年間の実習でN2を取り、大卒等であれば、積極的に技人国へ移行していく。さらに、特定技能の5年間で整備士三級から二級を取るように、受験の機会やスクーリング等の機会の供与も考えている。(広島日野)

Q：特定技能の中で三級や二級を取ると、技人国を取ることは可能なのか。

A：現時点では把握していないため、先ほどの技人国と特定技能の棲み分けの件と併せて、後ほど正確に回答したい。(出入国管理庁)

Q：特定技能を受け入れたいが、お客様に対して細かく日本語で説明することがレベル的に困難なため受入れが難しい。現状として普通自動車の方で特定技能を入れているところは、どこまでの業務をさせているのか。

A：支援を行っている事業所の状況を見ると、外国人整備士の日本語能力に応じて担当業務はまちまちであるため、一律には申し上げられない。採用時のインタビュー等で採用側がどれほどのレベルを要求し、そのレベルをクリアしているか否か、個人を見極めるしかないと思っている。(フォーテック)

#### 議題4. その他

※参考資料1「特定技能制度運用状況」

- 特になし。